

合併調整項目調整状況

事務事業番号	4655	専門部会名	健康福祉	分科会名	国保	担当部署	国保年金課
事務事業名	国民健康保険税						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【按分率(税率)】	【按分率(税率)】	【按分率(税率)】	【按分率(税率)】				
(1)所得割 ・医療分：7.70% ・介護分：2.00%	(1)所得割 ・医療分：6.50% ・介護分：1.43%	(1)所得割 ・医療分：5.80% ・介護分：1.20%	(1)所得割 ・医療分：5.50% ・介護分：0.80%				
(2)資産割 ・医療分：23.00% ・介護分：3.00%	(2)資産割 ・医療分：38.0% ・介護分：4.70%	(2)資産割 ・医療分：34.0% ・介護分：5.50%	(2)資産割 ・医療分：33.0% ・介護分：6.00%				
(3)均等割 ・医療分：20,000円 ・介護分：5,000円	(3)均等割 ・医療分：19,000円 ・介護分：4,700円	(3)均等割 ・医療分：18,000円 ・介護分：8,500円	(3)均等割 ・医療分：20,000円 ・介護分：7,000円				
(4)平等割 ・医療分：20,000円 ・介護分：5,000円	(4)平等割 ・医療分：21,000円 ・介護分：5,100円	(4)平等割 ・医療分：24,000円 ・介護分：6,000円	(4)平等割 ・医療分：23,000円 ・介護分：5,000円				
(5)限度額 ・医療分：530,000円 ・介護分：80,000円	(5)限度額 ・医療分：530,000円 ・介護分：80,000円	(5)限度額 ・医療分：530,000円 ・介護分：80,000円	(5)限度額 ・医療分：530,000円 ・介護分：80,000円				
合併後調整内容【調整済】							
<ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法は本算定とする。 ・徴収月は、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の9回とする。 ・税率は、新市発足に伴い、旧市町村住民間で急激な負担の変化が予想されるため、合併の翌年度(平成18年度)、翌々年度(平成19年度)においても、不均一課税とする。平成20年度においては、予定されている医療制度改革の動向を見ながら新市で検討する。 ・税率設定に当たっては、国民健康保険法に基づき、新市発足後、市長職務執行者により速やかに新市国民健康保険運営協議会を設置し、新市税率について諮 				<ul style="list-style-type: none"> 問・審議を経て、新市市長への答申を受け、新市市長が新市議会の議決を経て決定する。 ・軽減は地方税法の規定による軽減率を適用する。 			